

タイトル	中国農民工に関する研究：先行研究の批判的検討
著者	曹，迪；池田，均
引用	季刊北海学園大学経済論集，56(4)：181-201
発行日	2009-03-25

《論説》

中国農民工に関する研究 I

— 先行研究の批判的検討 —

曹 迪・池 田 均

はじめに — 本論文の課題と方法

莫邦富は、その著『独生子女』において、中国の歴史が教えるところによれば、「人口は王朝興亡の加速器であり、動乱は人口の調節器であるといえよう。」⁽¹⁾と述べ、中華人民共和国成立以降の中国における人口が異常な速度で膨張した原因が、中国の人口抑制政策を説いた知識人（馬寅初）と中国共産党（毛沢東）の論争とその後の毛沢東による知識人弾圧によって人口抑制が不可能になったことにあると指摘している。⁽²⁾

1957年に始まった中国共産党（毛沢東）による馬寅初（北京大学学長）ら知識人に対する批判から20年を経て、毛沢東の死後、1978年3月5日「新憲法第53条において『国家は、計画出産を提唱し、これを推進する』としたことによって中国の人口政策が転換した。そして翌1979年7月26日の『人民日報』は、98才を迎えた馬寅初の完全な名誉回復を報道した。中国の人口政策は、やっと正しい方向に進むようになった。しかし、時すでに遅しの感があった。『偉大な、光栄なる、正しい』といつも自画自賛してきた中国共産党は、20年近くにわたる貴い時間を無駄にしてしまったのである。』⁽³⁾と莫邦富は断じている。

中国のいわゆる「四大難関」、つまり人口、資源、食糧、環境問題のうちの最大難関は過剰人口問題である。中でも農村における過剰人口は、中国各界が問題とする農業における

「三農問題」、つまり農業の低位生産性、農村の荒廃＝社会資本整備の立ち後れ、農民の貧困と深く関わっている。最近では、従来言われてきた「三農問題」に農村から流出した「農民工問題」を加え「四農問題」と言われるようになった。

「三農問題」や「四農問題」の本質は、農業・農村における農民の貧困問題であり、また「農民工」が置かれている「貧困と差別」にある。具体的には、中華人民共和国成立以降、特に、1958年の「戸籍制度」の確立によって、国民が「農村戸籍」と「都市戸籍」に峻別され、中国社会経済の変動に関わらず膨大な人口が農村に封印され続けてきたことがその根底にある。しかし、改革・開放後の市場経済の進展を機に、「貧しさからの開放」を求める農民が農外所得を得る場として、先ずは農業・農村を離れず農外所得を得る場として「郷鎮企業」を生み出し、さらに都市部での経済発展による労働力不足に対応し、農村から都市への労働力移動が「出稼ぎ労働者」として顕在化した。農民が農村を離れて農外所得を得る新たな階級として「農民工」が誕生したのである。

本論文は、第一に、中国における市場経済の進展下で農業・農村・農民がいかなる変化、変質を遂げつつあるのか、また、新たな階級として生み出された「農民工」とその実態（存在形態）についての先行研究を批判的に検討する。第二に、理論的には、「農民工」

を農民層分解の過渡的存在形態と仮定し、中国における農民層分解の現状と将来に関する仮説を提示することを課題とする。

「三農問題」に関する先行研究は、日中両国において既に多数の成果がある。また、中国では十数年来、1号文書⁽⁴⁾として「三農問題」を取り上げ、中国政府としても最重要政策課題としてきた経緯がある。

とりわけ、「農民工問題」に関しては、狭小な農地に長きにわたって農民を過剰人口として封印してきた制度としての「戸籍制度」が大きく関わっている。このため農民を農村に封印し続けてきた「戸籍制度問題」に関する先行研究を検討する必要がある。

以下、第1章では、「三農問題」と「農民工問題」及び「戸籍制度問題」に関する先行研究の到達点につき論じる。第1節では、中国農民が置かれている貧困と差別に深く関わる問題として「戸籍制度問題」があることを述べる。第2節では、「戸籍制度問題」の歴史的背景とその変遷過程について述べる。第3節では、現段階での中国における余剰労働力と「農民工問題」に関する検討を行う。

第2章では、「農民工」についての現段階ではもっとも包括的な調査研究と考えられる国務院研究室課題組編『中国農民工調査研究報告書』をとりあげ検討を加える。同書は、「農民工」に関する統計的把握が困難な中で中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明に取り組んだ成果として、中国農民工問題研究総報告起草組⁽⁵⁾による、『中国農民工総括的研究報告』(Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers)としてまとめられた報告を基礎として中国言実出版社から2006年4月1日に出版されている。この研究は、現在の中国「農民工」の実態を知る唯一のものである。しかし、この研究は怒涛のように流れ出る農村から都市への「農民工」の移動実態を調査対象省や市で明らかにしているにすぎない。

確かに「2004年を例に、国家統計局が行った全国31ヵ省(区、市)での6.8万ヵ所の農村居住地と7,100以上の行政村のサンプル調査」⁽⁶⁾を行い、その結果から、出稼ぎ農民工は約1.18億人で農村労働力の23.8%を占めると推計⁽⁷⁾するなど、到底一研究者が及ばぬ調査を実施した重要な成果である。しかし、その膨大な調査結果を分析利用する作業はまだ始まったばかりである。また、同書の方法論や問題提起についても多くの課題をもっている点を明らかにする。

第1章 三農問題、戸籍制度問題、農民工問題に関する先行研究

第1節 社会主義市場経済下の「三農問題」

建国後、政府は広大な農村で土地改革を実行し、耕作者に土地を与えた。農民は積極的に生産を行い、農業は大きな成果をあげ、国家のために工業化資金を蓄積した。しかし、集団化運動は互助組、初級合作社、高級合作社から人民公社へというように、あまりにも急激な変革を伴い、結局、農民の土地所有権と労働自主権を破壊した。社会主義教育運動(1963-1965)と文化大革命(1966-1976)などの政治運動後、農村人口の大規模な増加によって、農民の生活は困窮化した。農業生産は停滞し、農村経済の発展は緩慢で、中国農業は困難な状況にあった。1978年、安徽省鳳陽岡村の農民が密かに田単乾を分割して単独で耕作するという試みにより、中国の農村改革の序幕が開かれた。第11期第3回中央委員会全体会議後、全国の農村で安徽省岡村の農民の各戸生産請負の導入を進め、農家連合生産請負制を実行し、中国農業問題の厳しい状況にやっと転換のきざしが現れた。加えて1979年の国家による農産物価格の引き上げにより農業の急成長を促すことになった。その結果、「一連の改革、とくに責任制の実施によって、農民は多方面にわたって解放さ

れ、その生産意欲が一気に噴き出した。……食糧など農産物の生産量が著しく増加したことである。1979-1984年の間に、食糧、綿花、植物油および肉類の生産量は、それぞれ年率6.3%、14.7%、10.3%の速度で増加し続けていた。とくに食糧の生産量は、1978年より1億トン増となり、長年中国を苦しめた食糧不足の問題を基本的に解決した。……こうした農業の成長と連動して農民の収入も1978年の134元から1984年の355元へと物価の上昇を除いても倍以上の増加をはたしたことによって1億人以上の農民は、貧困から脱出し、『温飽』が実現したのである」。(8)

このように1984年までの中国農民は歴史上で最も良い時代を過ごすことになった。また、同年3月、国務院の指令に基づき「社隊企業」が「郷鎮企業」と改名され、同時に、集団所有制企業のみならず個人企業も、郷鎮企業として認知されたことによって、郷鎮企業が急激に発展した結果、農民が非農業に就業することで収入を高めることができた。

中国政府が、こうした農業改革の一応の成功を受け、1985年から経済改革の重点を都市改革へと移した結果、都市での投資ブームがおこった。農村においても郷鎮企業などの農村工業への優遇税制が実施され、農村工業が急成長を遂げるとともに大量の農村労働力を吸収したのである。しかし、こうして都市と農村における経済が過熱する中、政府は経済の引き締めを行った。これによって都市への出稼ぎ農民は帰農を迫られると同時に、それまで農村余剰労働力を吸収しつづけていた郷鎮企業経営の停滞によって、農村における余剰人口が行き場を失ったのである。

その後、鄧小平の南方講話(1992年)を契機に改革・開放下の経済成長が加速することになる。それは1992年10月に開催された中国共産党第14期全国代表大会において「社会主義市場経済」体制が確立されることによって一層確固たる路線となった。

ここに「市場経済下の三農問題」が改めて当面する政策課題となったのである。この問題に関しての代表的研究者である嚴善平と政策担当者である陳錫文がどのように考えているのか、以下で述べよう。

嚴善平は、その著『中国農村・農業経済の転換』⁽⁹⁾において、概略、以下のとおり述べている。

1) 農民問題に関しては、中国社会における二重的社会構造の下では、「農民」は社会的身分であり、国から福祉、老後生活、就職、住宅などの保障をほとんど受けられずにきた。また、都市住民との所得格差は大きく、一時期郷鎮企業への余剰労働力の吸収によって所得格差を縮めたものの、郷鎮企業自身が都市経済の改革に応じてより資本集約的にならざるをえないため、余剰労働力を吸収する能力が著しく弱まり、内陸部農村と沿岸部農村の所得格差に加え、都市住民と農村住民の所得格差があり、このことが農民流動(出稼ぎ)の基本要因となっている。

2) 農業問題に関しては、第一に、生産コストが高まる中で農産物価格が低迷ないしは低下し、農民の経営意欲が失われたこと。第二に、改革・開放以来の農村工業化政策によって、出稼ぎを含む兼業が一般化したこと。第三に、工場、道路、住宅などへの農地転用によって農地の壊廃が進んだ。

3) 農村問題に関しては、過剰労働力を農業・農村から非農業・都市へ移出させない限り、農村の貧困問題は解決できないほどに深刻であり、1978-93年の15年間の郷鎮企業の発展によって約8,000万人の労働力吸収を行ったが、新たに増加した農村労働力の47.5%は依然として過剰労働力として農業・農村に停滞している。したがって、この問題の解決なしには農村貧困問題は解決しない。

陳錫文(中共中央財經領導小組弁公室副主

任)は、論文「当面中国の農業、農村と農民の問題」⁽¹⁰⁾において、21世紀に入り政府による「工業＝都市が農村を支える」などの政策下で農業・農村の経済情勢は明らかに好転(生産拡大と所得上昇)した。それでも中国における三農問題は長期にわたって5つの際だった問題に直面しているとし、以下の5点の指摘を行っている。

1) 農民収入増加問題：農民収入は年々増加しているが、都市住民の収入がより早く拡大し続けていて、その差を縮小することができていない(1978年の農民収入と都市住民の収入は1:2.57であったが、2004年には1:3.21とその差は拡大している)。こうした所得格差は、計画経済時代から続けられた農工間の鉢状価格差を是正しなければ解決しない。

2) 食糧安全問題：経済のグローバル化と中国のWTOへの加盟過程で、中国の総耕地面積、食糧作付面積、食糧在庫量が減少傾向にあり、食糧安全問題が社会の重要問題となっている。

3) 農民の基本的権利と農業生産力問題：農民に長期に安定した土地使用権を与え、生産力増大を目指す追加投資を行う意欲を持たせなければならない。そして経済社会の発展に応じて、余剰農村人口を農外へ移動させ、土地使用権を糾合することである。工業化、都市化過程で農地の保護規制を無視した農地の濫用によって、多くの農地が失われてきた。現行の土地収用制度を改革し、農地の濫用・壊廃を改める必要がある。

4) 農民素質を高め、小康社会を建設する問題：農村と都市の差は収入のみではない。農村への教育投資、医療衛生投資など社会資本投資は際だって少ない。農村への社会資本投資を増やし、小康社会の実現を目指さなければならない。

5) 農民の物質的権利と民主的権利保障：農民の民主的選挙、民主的管理、民主的監督

などの村民自治の改革が必要である。

このように社会主義市場経済下での三農問題の解決が「全面的な小康社会」建設(2002年の第16全国人民代表大会)のためには避けて通ることができない最大の難関事として認識され、2003年3月、第10期全人代において朱鎔基による政府活動報告「三農、つまり農業、農村、農民の問題はわが国の改革・開放と現代化建設の全局面にかかわるものであり、いついかなる時にもそれをおろそかにし、手を抜いてはならない」とし、「農業の振興、農村の成長、農民の所得増と負担減」という三農問題を最重要課題とした。具体的には、「税制改革：農民の負担軽減を目指すものであり全国規模で展開されており、すでに農業税は大半の農村で撤廃。医療制度の構築：都市部の衛生部門との協力推進、先行モデル地区での医療補助金の支給などの環境整備。教育改革：国务院の『農村教育改革のさらなる強化に関する決定』では、2007年までに西部地区における9年制義務教育の人口カバー率85%以上、成人の文盲率5%以下という目標を掲げている。農村金融サービスの改善：一部の省・市で農村信用協同組合改革を実施、農村部の貸付制度と農村金融機関の改革を推進」としている。

陳錫文が言う5つの際立った問題の中でも、農民の基本的権利を大きく妨げているのは、「戸籍制度問題」であり、それがまた、「農民工問題」を深刻化させている。以下節を改め、戸籍制度問題について、検討しておこう。

第2節 戸籍制度問題に関する先行研究

1 戸籍制度問題

中国の戸籍は、都市戸籍と農村戸籍に分類されている。農民工は農村戸籍を持って、都市で出稼ぎしている農民である。陸益龍は、「中国の戸籍制度については、1949年以前と以後にわかれる」⁽¹¹⁾としているが、建国前後で戸籍制度が異なるのは当然であり、今日の

農民工問題を論ずる場合の時代区分としては用をなさない。

これに対して、張洪英は、その論文「戸籍制度の歴史と改革」⁽¹²⁾において、概略以下のように、戸籍制度改革を三段階に分けている。第1段階は、戸籍制度が確立する1958年以前の1949年から1957年に至る「自由移動期」である。第2段階は、戸籍制度が確立し、主として農民の都市への移動が禁止された時期である。第3段階は、改革・開放以降の1979年から今日に至る戸籍改革期であり、主として小城镇戸籍制度改革期であるとしている。そして、大量の農村余剰人口の存在と貧困などの「農村病」の原因は、城郷分割の二元戸籍制度にあるとし、中国戸籍制度改革のためには、次の三点が必要であるとしている。第1に、全公民の自由な移動と居住権の回復であり、それを保障する「中華人民共和国戸籍法」を制定し、半世紀にわたり実施されてきた現「戸籍登記条例」及び関連法規を廃止する。第2に、戸籍は、人口の社会的管理のためのものであり、国民の社会的待遇や福祉などとの関係を無くする。第3に、全国的な統一労働市場や就業制度を定める。つまり、戸籍制度の変遷を3段階に区分するとともに、最終的には二重戸籍制度を撤廃すべきであるというのである。しかし、最終目的であるとする戸籍制度の撤廃に関しては、第3段階の詳細な分析が必要である。

万川は、その著「現代中国戸籍制度改革の回顧と思考」⁽¹³⁾で、戸籍制度改革過程を4段階に分類している。第1は、戸籍制度の形成過程(建国～1957年)、第2は、戸籍制度の変化過程(1958年～1978年)、第3は、戸籍制度の初歩的改革過程(1979年～1991年)、第4は、戸籍制度改革深化過程(1992年以降)である。

また、馬福雲は、その著「中国戸籍制度改革及び将来政策発展」⁽¹⁴⁾で、戸籍制度の発展過程を4段階に区分している。第1段階は、

戸籍制度の初級形成過程(1949年～1957年)であり、第2段階は、戸籍制度の二元時代(1958年～1978年)であり、第3段階は、戸籍制度の緩和と改革時代(1979年～2000年)であり、第4段階は、戸籍制度政策調整の新措置(2001年以降)であるとしている。

万川の戸籍制度改革に関する分類が馬福雲の分類と異なっているのは、万論文が1999年に書かれたものであり、2000年以降の変化を捉えていなかったことによるものであろう。また、万川が重視したのは、1992年8月に公安部が発表した「当地有効城镇戸籍制度実施に関する決定」において、城镇戸籍制度の範囲は、小城镇、経済特区、経済開発区、高新技术産業開発区であり、対象となるのは(香港、マカオ、台湾など)中国系商業の親族、起業者、農地が工業用地となった農民であり、方法として「藍印戸籍」を実行するとしたためである。「藍印戸籍」という従前には無かった中間的移動戸籍を認めたことを重視したためと考えられる。

しかし、後にみるように1979年以降、戸籍制度改革は「前進と後退」を繰り返しつつ、1984年10月の国务院の《農民が集鎮に定住し、また戸籍を取ることにする通知》以降、徐々に初歩的改革を実行してきた。そのように戸籍制度改革の歴史を捉えるならば、馬福雲の分類による時代区分が最も適切であると思われる。問題は、馬の第4段階、戸籍制度政策調整の新措置(2001年以降)以降の変化をどのように考えるかである。端的に言えば、二元戸籍制度の全面的撤廃がいつになるかである。以上の先行研究を踏まえたで、改めて戸籍制度の変遷について整理するならば、次のようになる。

2 戸籍制度の変遷

第1段階は、戸籍制度の形成段階である。その経過は以下のように11の内容からなっている。

1) 1950年8月、公安部は、《特殊人口の管理に関する臨時方法(草案)》を施行し、主に反革命分子或は可疑分子に対して、社会治安と安全保障上の監督とコントロールを行うとともに、国家の人口管理と建設のために人口資料を提供する。

2) 1950年11月、中央政府は《都市戸籍管理臨時条例》を公布し、いっそう統一的に都市戸籍登録と管理を規範に合わせた。この法規の目的は、主に都市の公共秩序を創設し、都市の経済建設を回復することであった。

3) 1951年7月16日、公安部は《都市戸籍臨時管理条例》を公布した。これは建国後、初の戸籍法規で、全国都市部の戸籍管理制度を基本的に統一した。

4) 1953年4月3日、政務院は《全国人口調査登録方法》を通達した。内容は常住人口の6項目調査と登録である。これは中国の第1回の国勢調査である。

5) 1953年10月16日、中国共産党中央と国務院は《中国共産党中央の食糧の統一買付と統一販売に関する決議》を通達し、食糧の買付と供給の範囲を規定した。

6) 1954年、内政部、公安部と国家統計局の共同通告により、全面的に農村戸籍の登録制度を創設した。そして同時に、《恒常的戸籍登録制度の創設》を通達し、国家による農村労働力に対するコントロールを強化した。

7) 1955年6月、国務院は《恒常的戸籍登録制度の創設に関する指示》を通達し、全国の都市、集鎮、郷村はすべて戸籍登録制度を創立しなければならないとし、それによって全国の都市と農村の戸籍登録を統一した。

8) 1955年、《都市食糧の定量供給に関する暫定方法》を通達し、穀物供給、食糧配給切符と食糧と食用油証明転換の管理制度を定めた。その年、国家は《都市と農村の基準区分に関する決定》を通達し、農業人口と非農業人口の区別を初めて行った。

9) 1956年、初めての全国戸籍工作会議

が開催され、戸籍管理に関する3項目の任務を確立した。

10) 1956年6月、全国の戸籍工作会議を開き、《中華人民共和国戸籍登録条例》を討論し、初めて全面的に戸籍制度により国家による労働力管理の主要な機能を確立した。

11) 1958年1月9日、《中華人民共和国戸籍登録条例》が正式に公布された。この条例は名目上戸籍登録制度であるが、実際には、条例は法律の形式で、全国の戸籍登録管理制度をいっそう規範化するだけでなく、全国の都市と農村の統一的な正式戸籍制度を形成した。そして、都市と農村住民の各権利、例えば就業、食糧と食用油供給、社会福祉などの権利も戸籍制度と関連させられることとなった。

第2段階は、「中華人民共和国戸籍登録条例」によって厳格に都市と農村の戸籍が確立された中国的戸籍制度の発展段階である。その経過は、以下の通りである。

1) 1963年、公安部は国家計画供給商品穀物を消費するか否かによって、戸籍を“農村戸籍”と“非農村戸籍”に区分した。

2) 1964年8月、国務院は《公安部が戸籍移転処理に関する規定(草案)》を発表し、十分ではないが戸籍移動の基本的な処理方法を規定した。2つの“厳しい制限”つまり農村から都市、集鎮への戸籍移動に対しては厳しく制限した。また、集鎮から都市への戸籍移動に対しても厳しく制限した。この決定は、農村人口の都市、集鎮への戸籍移動を防ぐためであった。

3) 1977年11月、国務院は、《公安部の戸籍移動処理に関する規定》を承認し、厳格に都市と鎮人口を制御することは、党の社会主義建設期の一つ重要な政策であるとし、いっそう厳格に農村人口の城鎮への移動を制御し、初めて正式に“農業戸籍から非農業戸籍に変わる”ことを厳格に統制した。

第3段階は、改革・開放下での市場経済の

進展によって、戸籍制度が徐々に改革され始めた初歩的改革段階である。その経過は、以下の通りである。

1) 1984年10月、国務院は、《農民の集鎮への定住又は戸籍取得に関する通知》を通過し、一般的に集鎮にサービス業、商業を営んでいる農民と家族が、集鎮で固定住所と経営能力がある場合、又は郷鎮企業・国家機関で長期に就労している場合、食糧を自分で処理することを条件に常住戸籍を許可することを決定した。

2) 1997年6月、国務院は、公安部の《小城鎮戸籍管理制度の改革に関する試験方案》を承認した。この法案によって、すでに小城鎮で就業、居住また一定の条件をもった農村人口は、小城鎮の常住戸籍を取得することができるようになった。

3) 1998年、国務院は、公安部の《当面の戸籍管理におけるいくつかの際立った問題に関する意見》を承認した。主な事項は、幼児の戸籍は父母のいずれの戸籍を選択するかは自由である。夫婦別居の場合、戸籍は広く解釈し問題の解決を行う。子女のところに定住する老人は子女の都市戸籍を取得できる。都市で投資、会社の経営、商品マンションや一軒屋などを買った公民及び一緒に居住する直系親族は、一定の条件を満たせば、戸籍を変えることができる。

第4段階は、学会や政界から現行戸籍制度と実体化する戸籍移動自由権との矛盾が指摘され、戸籍制度改革が一步前進した時期である。その経過は、以下の通りである。

1) 2001年3月30日、国務院は、公安部の《小城鎮戸籍管理の制度改革推進に関する意見》を発表し、小城鎮戸籍制度改革を全面的に推進した。

2) 国家戸籍制度改革を進めることによって、伝統的戸籍制度と矛盾する“移動自由権”の問題について、2002年3月開催された全国人民代表大会で、広東省人民代表大会

代表の陳麗妮は、《できるだけ早く公民の“移動自由権”を憲法修正案に組み入れる》との議案を提出した。

3) 戸籍管理に関する立法について、ここ数年、幾人かの全国人民代表大会代表が発言した。2003年の第10期全国人民代表大会の一次会議で、陸炳華などの34人の代表者は、できるだけ早く戸籍法の議案を制定するようにと発言した。全国人民代表大会の内務司法委員会は、1958年の全国人民代表大会常務委員会が発表した《戸籍登録条例》は、すでに国家経済と社会発展に適応しない。中国は現在行っている戸籍管理制度を改革しなければならないと述べた。

4) 2003年8月、国務院は30項目の国民の利便のための措置を公表し、その中の7項目が戸籍制度と関係がある。①新生児の常住戸籍は、父母のいずれかの戸籍を選び登録する。(1998年の公安部の《当面の戸籍管理におけるいくつかの際立った問題に関する意見》の完備)。②大、中都市に定住する高・中級の専門人材は小都市と農村で仕事する場合、戸籍を移動しなくてもよい。③新卒大学生が西部地区に就職する場合、本人の願望によって、戸籍は西部に移動しても、原籍に置いてもよい。④西部地区で起業又は投資する者又は西部に必要な各種の人材に対して、戸籍を移動しても移動しなくてもよい。もし戸籍を西部地区に移動した場合、将来、仕事、生活が変化するならば、戸籍を移動することができる。⑤普通大学、普通中等専門学校の学生は、入学する時、自らの意志で戸籍を移動することができる。⑥出国及び出境者については、1年以上であっても戸籍を取り消さない(国外、境界線外の定住する中国人除く)。⑦犯罪者及び思想改造者の戸籍を取り消さない。

5) 2003年9月、公安部全国公安機関は、現行の公安法規と規範について全面的、集中的整理活動を行った。公安部長周永康が署名した第76号令によると、今度公安部が廃止

する部門規則の中に《都市部戸籍臨時管理条例》を含む。

6) 2004年11月9日、胡星闢北京理工大学教授は、《二元戸籍体制と都市、農村の二元制度に対して、違憲審査を行う提案》書を第2回全国人民代表大会常務委員会に郵送した。

第5段階は、戸籍制度改革が政府公認で部分的に進められた時期である。その経過は、以下の通りである。

1) 公安部は2005年10月27日に情報を発表し、全国の都市と農村戸籍を統一する試験地点を展開した。山東、遼寧、福建などの11の省の公安機関がすでに始めた。2005年10月25日に公安部副部長 劉金国の中央統治委員会第2回全体会議のなかでの発言によると、山東省は今年の10月1日から、その農村戸籍、非農村戸籍の性質の区別を取り消し、統一的に登録し、「住民戸籍」になる。これは徹底的に都市と農村を分割する戸籍管理の二元構造を打ち破って、居住地は戸籍管理活動の唯一形式に登録させる。

2) 2005年の北京「两会」で、北京市政協委員、張惟英中国人民大学国際関係学院教授は、《人口準入制度を創立し、人口規模を制御し、人口と都市資源の平衡を守る事に関する提案》を提案した。この提案の中で、張惟英は北京市に人口準入制度を創立し、人口規模を制御して人口と都市資源の平衡を守ることによって、北京の持続可能な発展を保証すると述べている。

3) 10期の全国人民代表大会常務委員会の第20回会議で、中国農業部長の杜青林が人民代表大会常務委員会に対し当面の農業と農村の状況を報告する際に、2006年に農業と農村の戸籍管理制度を改革し、都市部への戸籍移動政策を緩和し、徐々に都市と農村の統一的戸籍の登録管理制度を創立すると報告した。

4) 公安部は、2007年3月29日に情報を

発表した。中国は現在12の省、自治区、直轄市で次々と農村戸籍と非農村戸籍の二元戸籍を取り消し、都市と農村の戸籍登録制度を統一し、公民身分の法律上の平等を実現した。公安部は、戸籍制度改革に次いで「合法的固定住所があることを基本的な条件として、戸籍を調整し、条件に合う流動人口が平常居住地で定住することを許す」と重ねて言明した。

最近までの戸籍制度改革についての歴史的変遷経過を分析するならば、以上の5段階区分によって戸籍制度改革を整理することができよう。

以下では、以上の戸籍制度改革の歴史を前提として、この間の農民工問題に関する先行研究の検討を行う。

第3節 農民工問題

1 「一国二制度」問題と農民工問題

近年中国では、「三農問題」に「農民工問題」を加え、「四農問題」という形で表現するようになってきたが、「四農問題」を論じた論文は多くはない。従来、言われてきた「三農問題」と「農民工問題」との関わりを論じた数少ない論者として胡鞍鋼⁽¹⁵⁾をあげることができる。

胡鞍鋼は、2005年3月3日 全国政協第10回3次会議及び2005年3月5日 第10回全国人大3次会議において提案を行う直前の3月2日、中新社(中国新聞社)の取材に以下のように答えている。

「三農問題」を解決する上で核心となっているのが「農民工問題」である。過去10年、中国の「四農問題」はますます顕著となってきた。1994年には全国で約4,000万人の出稼ぎ労働者がいて、現在この数字はすでに1.3億人に達し、それによって「三農問題」が進展変化し、「四農問題」となった。それは人類の有史以来最大規模の人口移転と言えるものである。中国には8億の農村人口が存在しているが、そのうち、農村の必要労働力

は5億であり、残り3億のうち1.3億人が農民工となっていて、1.7億人が余剰農村労働力ということになる。こうした余剰労働力が農外労働力となるには、2030年までの長期が必要となる。

胡鞍鋼は、「四農問題」の本質は、「一国二制度」問題にあると明確に述べている。中国は、1950年代に、都市と農村に2種類の異なった住民制度を創設した。農民工は都市住民とでは、所得や戸籍移動、教育、福祉などの公共サービス面で大きな差別を受けている。胡鞍鋼は、例を挙げ、農民工に対して基本的な公共・衛生サービスを提供していないため、多数の農民工が流行病などの際に逃亡する以外にそこから逃れる方法がなく、それは、2003年のSARS危機に際して現実のものとなった。このような重大危機に直面して、中国の農民工政策に対する調整がようやく加速した。

胡鞍鋼は、中国農民工の政策を赤信号、黄信号、青信号の3段階に分けている。赤信号は、1950年代中期から1984年までで、基本的に農村人口の都市への移動を禁止した時期であった。黄信号は、1984年から20世紀末までで、農民が食用品を携帯し、都市に出稼ぎに行くことを許可したが、その場合、実際には現地政府の就業、居住規範に背くことになった。21世紀に入って、中国は第10次5ヵ年計画の中で、初めて明確に農業労働力の大規模な移転を促進し、毎年800万人の目標を出し、農民工政策はここから青信号の段階に入った。

しかし政策上「青信号」の時期に至っても、未だ本質上の「一国二制度」問題は解消されず、農民工問題は日増しに矛盾をあらわにしている。胡鞍鋼は、中国沿海地区は農民工が主に集中する地区で、真っ先に「一省(市)二制」から「一省(市)一制」に転換をはたし、1歩進んで「一国一制度」を推進するであろうと語っている。そして農民工に対する

施策を一層充実させ、農民工を地域発展のためにもっと貢献をさせ、工業化、都市化に参加させ、成果を分かち合うことが肝心だと述べている。

胡鞍鋼は、「四農問題」を最終的に解決するには、農民工を本当の意味での公民とすることが必要であるとし、それは建国時の「土地改革」、改革・開放下での「全面請負制」以後の中国農民の「第三次解放」を意味し、そのことが中国経済社会の発展を速め、同時に調和のとれた社会を推進することになると表明している。

第1章第1節で述べた「三農問題」に関する先行研究の考察結果からも明らかのように、「三農問題」の核心は農民の貧困問題にある。政府にとっては、農民間の所得格差、「温飽」問題すらままならない絶対的貧困農民層の存在、農民所得の地域間格差、そして都市住民所得との格差が拡大する中で、中国における難問中の難問として、農民の貧困問題の解決が迫られていると言えよう。こうした貧困は、農民一人当たりの耕地面積が狭小であり、また農民層の分化・分解を不可能としてきた「戸籍制度」にその原因を求めることができよう。以下では、貧困からの脱却を求めて流浪する出稼ぎ農民＝農民工と戸籍制度に関する先行研究を検討しておこう。

筆者がとりあげる研究は、張金生「わが国農村余剰労働力構成分析」⁽¹⁶⁾、劉懷廉「農村余剰労働力の転換から農民工問題までの考察」(信陽市党書記)⁽¹⁷⁾、張躍進(無錫市公安局局長)等による『中国農民工問題解説』⁽¹⁸⁾である。

2 農村余剰労働力の構成と現状

張金生「わが国農村余剰労働力構成分析」では、「中国の巨大な農村余剰労働力は中国の工業化と現代化過程で直面する重大な問題であり、中国の経済社会発展と全面的小康社会建設にとっても直面する最も主要な難題で

ある」⁽¹⁹⁾とし、現在、中国農村の実際人口は総人口の70%近くを占め、農村適齢労働力人口は6億余りで、中国の現耕地面積から計算すれば、中国農業は1.5億人の労働力で足りる。約1億人の出稼ぎ農民及び約1.5億人の農村工業とその他の非農業農村労働力を除いて、実際的な余剰労働力は約2.1人億である。真剣に中国農村余剰労働力の構成と現状を分析し、多方面からの同時解決を目指す長期発展計画を制定することが重要である⁽²⁰⁾とし、中国の農村余剰労働力構成を以下の5つに分けて分析している。

1) 累積性余剰

「累積性余剰はある意味で歴史余剰と呼ぶことができる。建国後に、誤った人口政策を実行したため、人口が高い自然成長率を招いた。人口の増長速度と総量は、はるかに同時期の経済発展と就業需要より大きかった。……また、中国は都市と農村の2元構造の戸籍分割管理を実行し、人為的に農村余剰労働力の都市への移転を制限した。そのため、長期間にわたり中国農村余剰労働力は巨大な数量に累積した⁽²¹⁾とし、50～60年代の人口政策の誤り、つまり「1人の間違った決裁が3億人を増やした」としている。

改革開放以降、約2.5億の農村余剰労働力を非農業産業従業員に転換した。その内訳は、農村工業とその他の農村非農業で約1.5億の農村労働力を吸収し、都市への出稼ぎ農民工はおよそ1億人である。必要とする農村労働力1.5億人と非農業労働力2.5億人を6億から差し引いた2億人余りの農村余剰労働力が就職配分を待つかあるいは潜在失業労働力ということになる。

さらに、「今後10年間(2001～2010年)、中国農村は1年当たり労働力が約635万人増加し、10年間の累計で約6,400万人増とある。中国農村余剰労働力を受け入れる郷鎮企業は、技術進歩と産業構造の高度化、資本および技術集約型企業の増加によって農村労働

力の吸収能力を低下させた⁽²²⁾。一方「農民の都市への出稼ぎは都市の一時帰休者増のため、その速度が緩慢となる⁽²³⁾。こうして新しい累積性余剰が現れる。かくして中国は今後長期間にわたって大きな余剰労働力問題に直面する。つまり、誤った人口政策と戸籍制度によって農村に余剰労働力が封印されたのである。

2) 代替性余剰

張によれば、市場経済下での企業間競争は、必然的に技術革新と設備改善を伴う労働生産性向上を目指すことになる。その結果、これら技術、設備、資本などの資源は労働力に対する排斥と代替をもたらし、企業は労働力削減を強行し、同時に各産業間平均利潤率の相違が存在するため、一部の農業資源は撤退を余儀なくされ、農民の失業を招く。こうして余剰となった農村余剰労働力を代替性余剰と総称し、現在、中国農村労働力の代替性余剰は、主に3つの方面で現れているとしている。

第1に、伝統的農業を近代農業に転換する際には、農業生産様式の変化過程で労働集約度を下げるため一部の労働力を農業外に排斥する点という明白な特徴がある。この転換過程では、明らかに物と人の代替性がある。

第2に、郷鎮企業が資本の有機的構成を高めた結果としての労働力削減である。郷鎮企業の開始時期にあつては、資金、技術と管理水準などの条件制限に束縛されて、1度は大量の労働力を引きつけた。しかし市場競争と経済発展に対応した技術と設備レベルの向上による労働コストの低減によって労働力の削減をもたらした。つまり、発生技術あるいは資本は労働に対する排斥と代替になる。

第3に、資源移転である。相対効率の存在と都市化、工業化過程の加速及び各種の開発区建設のため、毎年、4.5百万亩が非農地となり、その上砂漠化、塩類化作用などの自然損失もあつて、農業用地千万亩近くが減少し、その結果約3.4百万人の農村労働力が農業を

出て、農村労働力余剰と失業を激化させた。

つまり、張によれば①機械化、②郷鎮企業の合理化、③農地の壊廃によって農村労働力が流出し始めたこととされるのである。

3) 波動性余剰

中国では、現在およそ1億人の出稼ぎ労働者が都市にいる。しかし出稼ぎ労働者の圧倒的多数は移動性労働者であり、真に都市住民になったのではない。大きな経済変動あるいはその他の異変があれば、彼らは故郷へ帰ることになる(帰農)。このような波動性変動は毎年おこるわけではないが、もしそうした事態が生じれば、労働力就業、社会秩序、社会の安定に影響を及ぼし、各級政府にも大きな圧力となる。こうした出稼ぎ労働者の波動性移動がもたらす影響は、出稼ぎ労働力あるいは失業農村余剰労働力が各級政府に与える影響よりはるかに大きい。

4) 地域性余剰

中国農村労働力の余剰には、明らかに地域性があり、東、中、西部の3つ経済発展地区の中で、人口密度が大きい東部沿海地区は、改革開放で先に経済発展遂げたために労働力不足状態あり、現地の農業余剰労働力の就業問題を解決するだけでなく、大量の西部地区の農村余剰労働力の就業地区となった。人口密度が小さい中、西部は、余剰労働力の存在地区である。中国農村労働力は大量の余剰があり、それは主としてこの2つの地区に存在する。

中国社会科学院農村研究所の調査レポートによれば、1993年の東、中、西部地区の出稼ぎ労働力が当地区の農村労働力総計に占める割合はそれぞれ7.18%、14.33%と13.41%であった。数字から見ると、東部地域でも労働力の移転が発生しているが、圧倒的多数は当地区内産業間での移動である。中、西部地区での移動は、主に東部地域に対する移動である。

中国共産党中央政策研究室農村グループの

統計によると、1993年、四川、安徽、湖南、湖北、河南、江西の6つ省は2,400万人の農村余剰労働力が別省に移動した。その中に沿海都市と東部の発達している地区に移動したのは、2,000万人であった。将来東部沿海地区と北京、天津、上海のなど大都市が、もし力強い発展の勢いを維持するならば、依然として中、西部地区の農村余剰労働力の主要な出稼ぎ場所となる。同時に中、西部地区はまた経済発展が東部地域より遅れているため、余剰労働力の移出地区になる。

5) 構造的余剰

改革開放後の労働市場の下での農村余剰労働力の就職は難しかった。原因は就職機会の不足だけではない。農村余剰労働力の教育水準と技能が低く、新しい就職環境に適応できないからである。例えば農村余剰労働力の総量が絶えず増加する一方、沿海部の発達した地区といくつかの大中都市の新興業界では、職種と労働力の需供関係にアンバランスが生じている。つまり現代化的生産の労働力に対する高い要求に対して労働力の教育水準は低く、技能不足であることから、労働力の構造的余剰を誘発し、短期の努力では解決できない。こうした労働力の構造的余剰は、長期にわたり中国の現代化建設の過程で存在し、農民就業を解決する上で最大の難題である。

中国における農村余剰労働力の解決は長期にわたる緊迫した問題であり、今後も長期にわたって総合的な解決措置をとらなければならない。戸籍制度を撤廃し、都市と農村の2元境界線を無くし、農民の都市への出稼ぎと定住に対する各種の制限を取り除き、強力に産業化を進展させ、産業のチェーンを長く伸ばし、農村経済の着実な発展を図り、第三次産業を進展させ、小都市建設などの方面の施策を総合的に加速する必要がある。つまり労働力の質的水準に基づく労働力の需給アンバランスの解消が必要である。

以上のように、張は中国における農村余剰

労働力が、1) 累積性余剰、2) 代替性余剰、3) 波動性余剰、4) 地域性余剰、5) 構造型余剰、という5つのパターンが存在しているとしている。こうした張の主張について筆者としては次のような疑問を提示したい。

1) 累積性余剰は、中国における人口政策の誤りと戸籍制度によって農村に膨大な余剰人口を生じさせた根本原因である。したがって5つの余剰は並列関係にあるのではなく、50年代に始まった誤った人口政策と戸籍制度により膨大な農村余剰人口が先ず生じ、それが市場経済の進展下で2)～5)という形態に展開していくと考えるべきであろう。

つまり、建国以来の「社会主義経済体制」下での「戸籍制度」と「農業集団化」の下で顕在化し得なかった余剰人口問題が市場経済下の経済発展に伴って、1) 代替性余剰→農村内部での ①機械化、②郷鎮企業合理化、③農地壊廃による余剰農村労働力の流出、2) 波動性余剰→経済変動による帰農、3) 地域性余剰→流動地域の地域的変動、4) 構造型余剰→労働力の質的水準に基づく需給アンバランス、などによって農村余剰労働力の移動が顕在化したと考えるべきであろう。

3 農村余剰労働力の移転問題

第二の劉懷廉による「農村余剰労働力の転換から農民工問題までの考察」では、農村余剰労働力の移転問題が3段階に分けて考察されている。

第1段階は、1997年前後で、この時期、農民工が都市住民の就業の場を奪い、都市における就労問題を引き起こした。こうした背景の下で、劉は、農村余剰労働力の移転には3つ基本的な道があると言う。

1. 主に郷鎮企業などの非農業化を強力に発展させ、積極的に工業化の過程を進め、農村余剰労働力を吸収するという道である。

2. 郷鎮企業が比較的集中しているという基礎の上に、農村地区の小都市建設を加速し、

そこで農村余剰労働力を吸収するという道である。

3. 伝統的農業を適度な規模の農業経済に改造発展させ、栽培業と養殖業を核に各種のサービス性産業を形成し、農村余剰労働力の需給構造を調節し、農村余剰労働力を吸収する道である。

第2段階は、2002年11月の党の第16期代表大会後であり、余剰労働力の転移をめぐる政策は新しい変化をみせた。

1. 農村余剰労働力を吸収するために工業化を進めなければならない。工業化は経済現代化の重大内容であるから、農村余剰労働力の順調な転移を行う前提である。

2. 「民工潮」は農村余剰労働力移転の重要な道であるから、これを高く評価し積極的に進める。

3. 長期間、農村余剰労働力が“農村に定住しながら企業で働く”ことを実行し、都市と農村の体制改革を加速し、積極的に中小都市を発展させ、都市化を進めるとしたことである。また、“農地を離れて、農村を離れる”という異地移転は農村余剰労働力の移転の最経的な道とし、同時に既存の現地移転に対して修正を行い、郷鎮企業が比較的集中するように促し、小都市規模の重点的拡大を目指す。

4. 土地制度、戸籍制度、都市と農村分割労働制度の改革を、農村余剰労働力移転の制度条件として進める。

第3段階は、2004年前後で、都市に出て行く農民の権益保護の観点から、農民工問題を考え始めた段階である。2002年、河南省信陽市商城県は江蘇私営石英砂工場において200数人が長期にわたって粉塵環境の中で就労したため、159人が肺病を患い、6人が相前後して亡くなるという事件が起きた。信陽市が前面に立って、3ヵ月以上にわたる10数回の交渉を経て、やっとこの100数名の農民の生命と健康に対して440数万元の補償が実現した。この事が劉懷廉に大きな刺激を与

えた。そして、農民工を1つの弱者層として、党委員会、政府がどのように農民工の正当な権益を保証するのかについて次のような方法をとらせるに至ったとしている。

1. 労働組合部門は、全国で“農民工の移入・移出地で農民工工会を設立すること、属地管理、連合互動、双方向の権利保護”の考え方を初めて取り入れ、農民工を組織し、労働組合に参加させた。すでに累計で農民工の遅滞給料4,670万元、農民工の労働災害事故と権利侵害事件の680件を解決し、直接利益を受けた者は10.2万人となった。この方式による問題解決は社会で広範な関心呼び起こした。全国総工会は2度、信陽市で調査研究した。その結果を踏まえて中央政治局委員であった王兆国同志は、5回にわたって重要な指示を行い、信陽市の経験を広めている。

2. 出稼ぎと営業人員の集中地に党組織を作り上げ、“故郷を離れて、党を離れない、移動して流出しない”ことを確保しようとした。この方法は中央組織部と河南省委員会から高い評価を得た。

3. 農民工の就労技能の育成訓練を強化したことである。信陽市では、旋盤工、電気工などの18の職種の訓練基地を作り上げ、毎年外出就労人員は5万人余を育成訓練することとし、また毎年無料で貧困な農民5,000数人を育成訓練する。温家宝首相はこの方法を評価し、2004年に国務院貧困扶助所は、信陽市で全国の貧困地区の労働力を育成訓練する現地会議を開催した。

2004年3月に開催された第10期全国人民代表大会第2回大会において劉懷廉は、農民工の権利保護の議案を提出し、農民工の権益保障の加速と体制に関する発言を行った。劉懷廉は、農民工は社会主義の建設者であり社会財産の創造者で、偉大な集団である。農民工はすでに中国のプロレタリアートの一部になっているが、依然として農地を耕す農民と同様に、早急に保護を要する階層である。も

し農民工がいなければ、都市の生活はどんな状態になるか、国家ができるだけ早く農民工の権益保護法を制定することを呼びかけ、早期に全国の数億農民工の労働保障、社会保険、子女教育、給料、休暇などについて、都市住民と同じ待遇を受けられるようにすべきであるとの見解を述べている。

劉懷廉は、第1段階での農民工と都市労働者との就労の場をめぐる矛盾の激化から、第2段階の農民工に対する国家政策の変化を経て、「土地制度、戸籍制度、都市と農村分割労働制度の改革」を主張し、第3段階では、すでに「農民工は、社会主義の建設者と社会財産の創造者であり、偉大な集団である。農民工はすでに中国のプロレタリアートの一部」である。したがって、農民工に対し、中国「公民」としての平等な権利を与えなければならぬとしている。

劉の主張は明快であるが、問題は農民工に対して、中国「公民」としての平等な権利を与えるには何が必要なのかである。数億にのぼる農民工が労働保障、社会保険、子女教育、給料、休暇などの面で、都市住民と同じ待遇を持つようにするには、国家による「制度改革」を行えば済むというような問題ではないのであり、その前に巨大な問題＝市民生活を行える労働の場（就労）の確保＝自己の労働力を商品として販売しうる「労働市場」の存在が前提になくなくてはならない。劉には、残念ながらこの点に関する理論がない。

第三の張躍進（無錫市公安局局長）等による前掲著『中国農民工問題解説』の第一章「概念篇」第二節「農民工概念形成の客観的基礎」において、張は農民工の概念を⁽²⁴⁾農民から工人へ転化した農民戸籍を持った労働者であるとし、農民工は、①農業戸籍の農民であり、②職業としては非農業に従事し、非農業従事が主であり、収入も非農業からが主であり、③職業属性としては、農業戸籍であっても個体労働者、正規労働者（＝常住登

録された労働者)であれば農民工ではない。また、④労働関係で、雇用主(=経営者)となった者は農業戸籍の者であっても農民工ではない。⑤流動性をもった農村からの出稼ぎ者であるとした上で、改革開放以降の農民工移動を6段階に時代区分⁽²⁵⁾している。

第1段階(1978~1984)傍観期 11次3中全会後、家庭請負制度以降の農業生産力向上による食糧余剰の下で一部の農民が都市へと出稼ぎを始め、同時に1980年以降の経済特区、開発区設定による特殊の出稼ぎが加わる。当時の出稼ぎ者は200万人以内とみられる。

第2段階(1985~1988)初潮期 都市中心の経済発展、一部農民の出稼ぎによる成功が知られ、一方、請負制の発展による生産力発展と価格低迷の下で、農民が生活に対する危機感を抱いたことが出稼ぎの要因となり、また政府による政策強化もあり、流動人口は約3,000万人に達した。

第3段階(1989~1994)上昇拡張期 経済の安定と1992年南巡講話以降、国有企業改革による大量下放と安価な労働力需要の高まりが、出稼ぎ第2次機会となった。プッシュとプルが合致し、農民工は区と地域を越えて流動し(農民潮)、1990年代の盲流を含め年間流動人口の規模は2,500~8,000万人に達した。

第4段階(1995~2002)相対安定期 大量農民工の都市への流入と都市での抑制政策もあって農民工増加速度は低下したが、絶対数では増加した。盲流移動は減少した。

第5段階(2003~2005)加速膨脹期 2003年6月上半期、抑制政策の緩和により農民工は増加した。

第6段階(2006~現在)理性成熟期 党と政府は農民工問題について高度に注目し、外来人口管理費用を取消し、農民工の子女教育・労働就職・保険保障などに市民化待遇を与え政策を制定した。特に党の16次6中全

会で、もう一步農民工の合法權益を守ることと強調し、各地域もこれに対して制度を完備し、農民工に関するサービス・管理をより規範化し、農民工の流入・流出に対して指導を強化している。何回かの大規模の流動後、外来人口の流入集中地である都市労働市場は飽和状態に達し、農民の出稼ぎは理性的・成熟的になり、流動は安定の方面に向かう。

張は農民工の概念について、非農業従事による収入が主である農業戸籍を持った農村からの流動性をもった出稼ぎ者であるし、このような農民工が改革開放以降5段階を経て、2006年以降(第6段階)中央・地方政府による農民工の流入・流出政策強化によって、無錫市の公安局長としての張が見る限り、無錫市では盲目的な出稼ぎは困難となり、出稼ぎが理性的・安定的方向に向かっているとされている。このような張の指摘が正当であるとするならば、無錫市の地域労働市場が成熟しつつあることを示すものである。しかし、農民工問題の本質が中国における「三農問題」、就中「戸籍制度問題」にあるとすれば、これらの問題解決なくして出稼ぎ農民流動の安定があり得るのであろうか。

第4節 小括

中国で言われる「四大難関」、つまり人口、資源、食糧、環境問題のうちで最大難関は過剰人口問題である。この過剰人口の農村からの流出によって新たな「農民工問題」を生み出した。こうした難関は中国各界が問題とする「三農問題」、つまり農業の低生産性、農村の荒廃、農民の貧困と深く関わっている。最近では「三農問題」に「農民工問題」加え「四農問題」と言われている。

第2節で述べた戸籍制度問題(一国二制度問題)と農民工問題に関して本質的指摘を行ったのが胡鞍鋼である。胡鞍鋼は「四農問題」を最終的に解決するには、農民工を本当の意味での公民とすることであると、それ

は「土地改革」、「全面請負制」以後における中国農民の「第三次解放」を意味し、そのことが中国経済社会の発展を速め、同時に調和のとれた社会を推進することになると表明している。

こうした「三農問題」や「四農問題」に関する先行研究は多岐にわたっている。研究の到達点の一つが嚴善平の主張である。嚴善平は、中国社会における二重的社会構造の下で、一つ重要な「農民」は社会的身分にもかかわらず、国から福祉、老後生活、就職、住宅などの保障をほとんど受けられずにきた。また、都市住民との所得格差は大きく、一時期郷鎮企業への余剰労働力の吸収によって所得格差を縮めたものの、郷鎮企業自身が都市経済の改革に応じてより資本集約的にならざるを得なかったため、余剰労働力を吸収する能力が著しく弱まり、内陸部農村と沿岸部農村の所得格差も加わり、都市住民と農村住民の所得格差があり、このことが農民流動（出稼ぎ）の基本要因となっていると主張している。

さらにこうした格差の原因に関しては、大量の農村余剰人口の存在と貧困などの「農村病」の原因は、城郷分割の二元戸籍制度にあるとの張洪英の主張が説得的である。さらに戸籍制度の変遷を三段階とし、最終的にはそれを撤廃すべきとする張の主張には賛成である。しかし、戸籍制度の歴史的変遷過程に関して言えば、1979年以降戸籍制度改革は「前進と後退」を繰り返しつつ、1984年10月の国務院による《農民の集鎮への定住又は戸籍取得に関する通知》以降、徐々に初歩的改革を実行してきたと言える。

このように戸籍制度改革の歴史を捉えるならば、馬福雲による時期区分の方が説得的であろう。馬論文は2003年刊行なので、2005年以降のことは論述できない。馬の第4段階、戸籍制度政策調整の新措置（2001年以降）以降の変化をどのように考えるかである。端的に言えば、二元戸籍制度の全面的撤廃が何

時になるかである。これから筆者は、戸籍制度改革が政府公認で部分的に進められた時期である2005年以降を新たな第5段階として、馬の区分説を補強したい。

このように「農民工問題」に関する先行研究は、「農民工が中国における特殊な二重社会構造（嚴善平）、二元戸籍制度（張洪英・馬福雲）の下で大量の農村余剰労働力が流出・流動し、彼らが経済的・社会的に差別された階層として存在しており、彼らに「公民」としての諸権利を与えるべきである。」との主張で一致している。また、先行研究が主張している農民工移転に関する段階説（劉懷廉・張躍進）やその再生産要因に関する分析もそれなりに理解できるものである。しかし、先行研究では、農民工再生産とその流動に関する理論的考察が極めて不十分と言わざるを得ない。1958年に確立した「戸籍制度」（人権差別）や「選挙制度」（1953年選挙制度では都市戸籍住民1人1票に対し、農村戸籍住民は8人で1票しかなかったが、次第に改革され現在ではその比率が1対4である。言わば民主主義の欠如）、そして「農業集団化＝最終的には人民公社化＝行政と公社業務の一体化」による農村への農民の封印などのもとでの中国における農業生産力の停滞と農村余剰労働力の滞留に、改革・開放以降の中国における市場経済の発展、そして農村における「全面請負制」改革が如何なる影響を与えたのか。等々、に関する考察はほとんど見られない。つまり農民層の分化・分解に伴う農民工再生産とその流動に関する分析がほとんど無いと言ってよい。

次章では、貧困からの脱却を求めて流浪する出稼ぎ農民＝農民工に関して中国政府（国務院）が学会と協力して行った調査結果の報告である『中国農民工調査研究報告』の内容を紹介し、農民層分解と農民工の再生産の問題がいかに取り扱かれているのかを検討してみよう。

第2章 農民工問題に関する国務院の現状認識——国務院研究室課題組編『中国農民工総括的研究報告』から——

第1節 調査方法と「農民工」規定

現状では、農民工の全国的移動数を既存統計で把握することは困難である。そうした中で、中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明にとり組んだ成果として中国農民工問題研究総報告起草組⁽²⁶⁾による、『中国農民工総括的研究報告』⁽²⁷⁾ (Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers)がある。さらにこの報告は、国務院研究室課題組編『中国農民工調査研究報告書』⁽²⁸⁾として、中国言実出版社から2006年4月1日に出版されている。

中国農民工問題研究総報告起草組による『中国農民工総括的研究報告』の「中国農民工問題研究総報告」(p.1~)の「標題注釈」は、「2005年2月26日と3月23日、温家宝首相は前後2回、農民工問題に関して重要な指示を出し、国務院研究室と関連部門は、農民工問題を深く研究し、農民工問題に関する各政策の制定と政策を完備するよう指示した。

温家宝首相の重要な指示を徹底的に実行するために、国務院の指導者によって、2005年4月4日に「農民工問題調査研究と文章起草組」が組織された。調査研究グループは、国務院研究室がリードし、中央と国務院の17部門、8ヵ所の農民工移出又は移入大省(市)部門を構成員とする。さらに長期にわたって農民工問題を研究している5名の専門家を招聘した。そして中央の構成員は33編、地方構成員は12編、5名の専門家は10編の特別テーマについての報告をそれぞれ行った。国務院研究室の関連同志は相前後して11ヵ所の省(区、市)で調査研究し、調査研究組もまた農民工の重点問題に関連して9回の調査研究成果報告会と専門家の座談会を開催し

て、最後にこの報告を作成した。」⁽²⁹⁾とされている。

次いで、同研究報告の「内容要約」で、「農民工は、中国経済と社会発展を進める重要な力である。現段階で農民工が直面する問題について、党中央と国務院は高度な関心を持っている。……報告は、中国農民工の現状、作用と発展形勢を分析し、農民工が直面する問題とその原因を分析し、問題解決の全体構想と目標を提起し、農民工がかがえる十大問題に関する若干の政策提案を行った。そして農村余剰労働力の移転促進、都市政府の強化と改善、農民工の管理とサービス、農民工の切実な利益保護などの面からの提案を行った」⁽³⁰⁾と述べられている。

そして「キーワード」として、同報告は「農民工、2元構造、都市と農村の統一、労働力移転」を挙げ、「“農民工”は、中国社会経済転換期の特殊な概念で、戸籍上の身分は、まだ農民で土地を請け負う、しかし主に非農産業に従事し、給料を主要な収入源とする人々である。狭義の農民工は、通常地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者を指す。広義の農民工は、地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者と県地域内で第2、3次産業に就労する農村労働力である。本報告の研究範囲は、主に地域を越えて就労する都市への出稼ぎ農村労働者で、同時に関連する政策提案は県地域内で第2、3次産業に就労する農村労働力にも適用する」⁽³¹⁾と述べている。

さらに「中国農民工問題研究総報告」は、現在の農民工総数につき「2004年を例に、国家統計局が行った全国31ヵ省(区、市)での6.8万ヵ所の農村居住地と7,100以上の行政村のサンプル調査結果から、出稼ぎ農民工は約1.18億人で農村労働力の23.8%を占める」⁽³²⁾と推計している。

一方、「農業部が行った1万ヵ所の農家の追跡調査によると、出稼ぎ農民工は約1億人で農村労働力の21%を占める」⁽³³⁾と推計し

ている。

また、「労働と社会保障部は、県級市と県域を含まない全国地級以上の都市に流入する農民工統計に関し、農民工は約9,000万人⁽³⁴⁾と推計している。

「以上三部門のデータと統計方法を分析し、関連部門と専門家の意見を総合すると、現在、中国の出稼ぎ農民工総数は約1.2億人であり、もし当該地域の郷鎮企業で働く農村労働力をこれに加えると農民工の総数は約2億人である⁽³⁵⁾。つまり、「中国農民工問題研究総報告」は、国家統計局と農業部と労働と社会保障部の推計結果に関連部門と専門家の意見を加えて、現在の農民工総数を約2億人としたのである。

第2節 農民工の移動と就労実態

魏礼軍による「農民工問題を解決するための正確な理解と高度な重視⁽³⁶⁾」における「一、農民工問題解決の重要性和緊迫性を正しく認識する」では、「国家統計局の調査によると、2004年、全国の都市への出稼ぎ農民工と郷鎮への出稼ぎ農民工の総数は2億人を超えた。そのうち都市への農民工は約1.2億人である。農民工は様々な企業に就労しており、そのうち加工製造業には全加工製造業就業者中の約60%が農民工であり、同じく建築・採掘業では80%、衛生・家政・飲食などのサービス業では全就業者の50%が農民工である。農民工は、中国の工業化、城鎮化、現代化建設にとって非常に重要な役割を果たしている。過去20年間、もし農民工が居なければ、中国の工業化、城鎮化、現代化を早期に進めることが出来なかったし、沿岸地域の新興産業と開放型経済も早期に発展できなかった⁽³⁷⁾」としている。

また、「労働と社会保障部課題組」による「現代農民工の移動、就業数、構造と特徴⁽³⁸⁾」によれば、農民工に関する「総体判断」としてその流動には二つの趨勢があり、

「一つは、流動就業規模は拡大する。二つには、流動の集中化と分散化が進む⁽³⁹⁾」としている。そして「農民工流動就業には三つの矛盾がある。一つは、農民工の就業環境の改善であり、二つには、農民工の給料待遇と權益擁護など、安定就業の実現要求からみて差別があり、三つには、都市経済発展と産業構造の進歩に伴う技能人材への需要に対して、農民工の技能水準が低いという矛盾がある⁽⁴⁰⁾」としている。

農民工の総数に関しては、現在統一的な数量把握が出来ていないが、「国家統計局農村調査隊」が近年、全国農村住民と行政村について毎年行っている調査によれば、農村労働力の出稼ぎは年々増加している。2003年は1.1億人で2002年より8.6%増加、2004年は1.2億人で2003年より3.8%増加している⁽⁴¹⁾。とし、現在、1.2億人の出稼ぎ労働者がいるとしている。

さらに、國務院研究室課題組 編『中国農民工調査研究報告書』による調査結果⁽⁴²⁾の概要は、以下の通りである。

① 「農民工調査」による全国農民工の年齢は、16～30歳が61%、31～40歳が23%、41歳以上が16%を占め、全体の平均年齢は28.6歳である。農民工のうち男性が66.3%、女性が33.7%を占めている。ここ数年来農民工の平均年齢は上昇傾向にあり、16～20歳の農民工が2001年の22.2%から2004年には18.3%に下がり、30歳以上で3.8%増えている。

② 中国の出稼ぎ農民工の総数は、約1.2億人であり、これに地域内郷鎮企業に就労する農村労働力を加えるならば、農民工の総数は約2億人となる。これら農民工の66%が中学卒業程度の学歴であり、また、76.4%の農村労働力は専門技能育成訓練を受けたことがない。

③ 中国の第2次産業就労者中に占める農民工の割合は58%、第3次産業は52%であ

る。具体的には、加工製造業で68%、建築業では80%である。

次に、「労働と社会保障部課題組」『現代農民工の移動、就業数、構造と特徴』⁽⁴³⁾によれば、「ここ数年来、国家統計局、農業部、産児制限委員会、労働保障部などの部門は、農村労働力の移動就業実態に関する統計調査と監視測定を行った」とし、「各部門の調査範囲、統計方法は一致していないが、にもかかわらず、現在の中国における農民工移動就業の規模についてのおおよその判断を下すことができる」と述べている。その上で、国家統計局、農業部、産児制限委員会、労働保障部の各部門がそれぞれ出した2004年度の農民工総数を分析した結果として、2004年の「農民工就労総数を1.2億人」と推測し、「そのうち都市での農民工就労総数は約1億人」⁽⁴⁴⁾としている。

次に、「農民工移動就労の構造的特徴」(以下の数値は2004年度)について、以下のよう整理している。

1) 農民工の2004年の平均年齢が29歳であり、男性が全体の66%を占めている。⁽⁴⁵⁾

2) 学歴については、非識字者が2%、中学校卒業以下の学歴者が81%、高校卒が12%、高卒・専門学校以上が5%である。また、技能育成訓練については、受けた者が28%、受けていない者が72%と高い。依然として学歴は低い。

3) 農民工となった契機については、友人・知人の斡旋が一番多く、ついで自発的移動、政府部門の斡旋の順となっており、最近の傾向としては、政府部門の斡旋が増えている。

4) 農民工の地域間移動に関しては、①中西部からの農民工が全国農民工の67%を占め、70%が東部地域で就労し、東部地域からの農民工のうち97%が東部地域での就労しており、東部地域の農民工が中西部地域に移動することは殆ど考慮に入れる必要がない。

また、省間移動は、農民工総数のうち約50% (6,000万人) が主に安徽、江西、四川、湖南、湖北、河南、重慶、貴州省などの中西部から主に東部沿岸地域と大都市に移動しており、その行き先は、広東、浙江、北京、江蘇、福建と天津の7つの省市で、地域間移動農民工の82%を吸収した。

5) 就労業種については、劉軍・陳蘭⁽⁴⁶⁾らの2005年に実施したサンプリング調査結果として、製造業(27%)、建築業(26%)、宿泊・飲食業(11%)、卸・小売業(12%)、住民サービスとその他のサービス業(9%)、その他(15%)であった。

また、国家統計局の2004年調査結果として、製造業(30%)、建設業(23%)、サービス業(10%)、宿泊・飲食業(7%)、卸・小売業(5%)、その他(25%)であったとしている。両調査の数値には若干の相違があるが、農民工の就労先が製造業、建設業、卸・小売業、宿泊・飲食業、その他(サービス業を含む)の順になっていることでは一致している。

6) 農民工の収入については、2004年の農民工の年平均収入は6,471元、2001年～2004年の間に農民工の年平均賃金上昇率は8%であったとし、収入が年々上昇している。また、地域間月額収入格差については、中部地域が570元、西部地域が560元で、東部地域が760元と約200元多くなっている。今や出稼ぎ収入が農民の重要な収入源となっており、一世帯平均で収入の約4割を占めるに至っている。

7) 出稼ぎ期間については、2003年の農務部調査結果から、3ヵ月以内が9.7%、4～6ヵ月が14.5%、半年以上が75.8%であったが、2002年と比べると出稼ぎ期間が長期化し、且つ、単身の出稼ぎから家族ぐるみの出稼ぎへと変化しつつある。

このように農民工の平均年齢、学歴、就労契機、地域間移動、就労業種、収入、出稼ぎ

期間について、関係機関の資料を用い分析した後に、農民工の今後について、需要面からは今後2005年～2010年までのGDP年成長率を8%と予測し、経済発展と産業構造調整によって、年平均就業者数の増加数は800数万人にのぼるとし、供給面では農村余剰人口が1.5～1.8億人と推定され、都市化の加速と農村労働力移動が相互に影響し合って労働力移動が加速するとしている。

農民工の移動就業（出稼ぎ就業）によって引き起こされる三大矛盾の解決が差し迫った課題である。その一つは、農民工が都市住民と同等な公共資源とサービスを楽しむことができるよう就業環境の改善である。二つには、農民工に対する給料（賃金遅配）、権利保護（不当な労働契約、養老保険、労災保険など）などの問題解決である。三つには、経済発展と産業構造の変化に対応できる技能教育の必要性である。

第3節 農民工の推計値

劉維佳は、「中国農民工問題調査」⁽⁴⁷⁾で、四川省、浙江省などの地域で行った調査に基づき「農民工はすでに一つの巨大で、複雑な構造を持った新しい集団であり、その数はおおよそ2億人である。……しかし、様々な原因によって、農民工はこれまで特殊な縁辺労働者として、働き生活してきている。彼ら農民工の基本的な権利と合法的な権利はまだまだ充分保障されていない」と述べ、この大量な農民工の都市への出稼ぎ要因として二つの要因を挙げている。一つは、都市と農村の収入格差であり、二つには、都市での農民工に対する需要である。この二つの要因は、鮮明な変動性を持っており、政策と体制が弛めば、農民工の流動が増大し、強まれば減少する。

それでは、全国の農民工総数はどのくらいか。現在、農民工総数を正確に示す統計はない。しかし、参考となる二つの数字がある。一つは、郷鎮企業における就業人数であり、

二つには、農村労働力の郷外就労数である。2004年の関連統計によると、前者は1.38億人であり、後者は1.02億人で、合計2.4億人である。しかし、郷鎮企業労働者、郷外就労者のいずれにも、それ以外の労働者の重複が考えられ、それを考慮に入れば、農民工は約2億人と考えられる。また、2004年の全国春運旅客輸送量が18.9億人に達し、10年前に比べて約6.7億人増大しており、農民工の春運利用率を全国春運利用者の60%と仮定し、また、その他の要因を勘案すれば、現在の農民工総数は約2億人という専門家もいる」としている。

これまで農民工の全国的移動の現状とその総数に関する先行研究をみてきたが、サンプル調査に基づく推計値しか無く、その実態を統計的に示すデータは全国・省のいずれにも存在しない。したがって、先にみた中国の行政・学会が総力を挙げて「農民工問題」の解明にとり組んだ成果としてまとめられた中国農民工問題研究総報告起草グループによる『中国農民工総括的研究報告』が、今日の中国における農民工の実態解明にとって有力な手がかりを与えてくれるものである。

第4節 小括

中国農民工問題研究総報告起草グループによる『中国農民工総括的研究報告』では「農民工は、中国経済と社会発展を進める重要な力である」とし、その「キーワード」とし、「農民工、二元構造、都市と農村の統一、労働力移転」を挙げている。また、同報告による農民工の定義は次のとおりである。

「農民工」は、中国社会経済転換期の特殊な概念で、戸籍上の身分は、まだ農民のまま土地を請け負う。しかし、主に非農業に従事し、給料を主要な収入源とする人々である。狭義の農民工は、通常地域を越えて都市へ出稼ぎする就労者を指す。広義の農民工は、地域を越えて都市への出稼ぎ就労者と県地域内

での第2, 3次産業に就労する農村労働力の双方を含むものである。

以上「農民工問題」に関する国務院の現状認識をみてきた。ここでも第1章同様、農民層分化・分解論からの視点が無く、農民工に関する概念規定とその実態に関する分析に止まっていると言えよう。

以上の検討から、中国における農民工問題の解明にあたって今後必要とされる課題が明らかとなった。

一つは、農業における農民層分解と農民工の再生産に関する理論的考察である。農業を主たる産業とする社会が工業を柱とする社会へと展開していく理論的分析装置の設定なくしてはこの問題の解明はおぼつかない。

二つは、この分析装置に基づく具体的な現状分析の積み重ねである。この場合、二つの方向が必要である。先ずは、中国農業と農村における生産と就職構造の変化についての分析であり、第二には、都市へ流入してくる農民工それ自体の再生産のあり方について分析である。

〈注〉

- (1) 莫邦富『独生子女』河出書房新社, 1992・2・15, p.13
- (2) 同上 p.13-23
- (3) 同上 p.23
- (4) 主な1号文書

1982年1月, 中国共産党中央は最初に「三農問題」の1号文書を公布した, 迅速的な農村改革に対して総括を行った。ファイルは明確に各戸生産請負, 農家経営請負制あるいは全面請負制は「すべて社会主義の生産責任制であり, 社会主義の農業経済成分である」ことを指摘している。

1983年1月, 第2個中央の1号文書は, 《当面農村経済政策の若干問題》は正式に公布した。理論の上から, 農家連合生産請負制は「党指導の下で, 中国農民の偉大な創造であり, マルクス主義農業理論は中国実践の中で, 新しい発展である」。

1984年1月, 第3番の1号文書は, 《1984年農村仕事に関する通知》を公布し, 生産量連動請負責任制を引き続き, 安定させて改善する。

1985年1月, 第4番の1号文書は, 《いっそう農村経済を活発にさせるに関する10項政策》を公布し, 30年間農業副産物の統一と派遣買い付け制度を取り消し, 食糧, 綿などの少数重要な製品に対して, 国家は新しい計画買付の政策をとる。

1986年1月, 第5番の1号文書は, 農村改革の方針と政策は正しいことを肯定した。

2004年1月, 農民1人当たり収入増加の緩慢に対応する, 中央は《中国共産党中央国務院が農民収入増加を促進に関する若干政策》を提起した。

2005年1月, 第7番の1号文書を公表した。ファイルの要求は, 「多予少取放活」の方針を堅持し, 各農業を支援する政策を安定と強化する。

2006年2月, 中国共産党中央, 国務院は《中国共産党中央国務院が社会主義の新農村建設に関する若干意見》を提起した。

2007年1月, 中国共産党中央国務院は, 改革開放以後第9番目の1号文書である, 《積極的に中国農業をさせ, 着実に社会主義新農村を建設・推進することに関する若干の意見》を提起した。

2008年1月, 中国共産党中央国務院は, 《農業基礎建設を強化し, 一層農業を発展させ, 農民収入を増加させることに関する若干の意見》を提起した。

- (5) 調査研究グループは, 国務院研究室がリードし, 中央と国務院の17部門, 8カ所の農民工輸出又は輸入大省(市)部門と5名の農民工問題を研究している専門家によって構成された。
- (6) 国務院研究室課題組 編『中国農民工調査研究報告書』, 中国言実出版社, 2006年4月1日, p.3
- (7) 同上 p.4
- (8) 張玉林『転換期の中国国家と農民』財団法人農林統計協会, 平成13年11月9日, p.40-41
- (9) 厳善平『中国農村・農業経済の転換』勁草書房, 1997年, 第1章第4節「市場経済下の農民・農業・農村問題」, p.42-48
- (10) 陳錫文(中共中央財經領導小組弁公室副主任)「当面中国の農業, 農村と農民の問題」(『学習と研究』中共中央政策研究室, 2006年第1期)
- (11) 陸益龍『戸籍制度——コントロールと社会差

- 別』商務印書館印刷, 2004年5月第二回印刷 p.64~153
- (12) 張洪英「戸籍制度の歴史と改革」(『寧夏社会科学』寧夏社会科学院, 2002年3期)
- (13) 万川「現代中国戸籍制度改革の回顧と思考」『中国人口科学』中国科学院人口と労働経済研究所, 1999年第1期, p.1-7
- (14) 馬福雲「中国戸籍制度改革及び将来政策発展」『中国公共政策分析』2003年, 中国社会科学出版社, 2003年1月1日, p.61
- (15) 胡鞍綱, 1997年米国マサチューセッツ工科大学の人文学院客座研究員, 中国科学院国情分析グループ研究員, 中国科学院生態環境研究センター国情研究室主任, 清華大学21世紀發展研究院教授, 中国科学院国土と資源専門委員会委員, 農業部ソフトサイエンス委員会(第2期)委員, 国家計画生育委員会人口専門家委員会(第4期)委員, 北京科技大学の兼職教授
- (16) 張金生「わが国農村余剰労働力構成分析」『蘭州学刊』蘭州市社会科学院, 2003年5月, p.72-73
- (17) 劉懷廉「農村余剰労働力の転換から農民工問題までの考察」『中国農民工問題』後記, 人民出版社, 2005年2月, p.358
- (18) 張躍進等『中国農民工問題解説』光明日報出版社, 2007年7月
- (19) 張金生, 前掲論文「わが国農村余剰労働力構成分析」p.72
- (20) 同上
- (21) 同上
- (22) 同上
- (23) 同上
- (24) 張躍進等, 前掲論文 p.32~34
- (25) 同上 p.22~24
- (26) 中国農民工問題研究総報告起草グループは,
①国務院研究室: 魏礼群, 韓長, 宋大偉, 鄧文奎, 郭瑋, 熊賢良, 劉文海, 陶懷穎, 姜秀謙, 王飛,
②国務院發展研究センター: 韓俊, ③労働と社会保障部: 劉丹華, ④農業部: 黄延信, ⑤国家統計局: 陽俊雄, ⑥浙江省農村工作事務局: 顧益康, ⑦山東省委員会政策研究室: 喬尚奎。
- (27) 『中国農民工総括的研究報告』(Reporting on the Problems of Chinese Farmer-turned Workers)
- (28) 国務院研究室課題組 編『中国農民工調査研究報告書』中国言実出版社, 2006年4月
- (29) 中国農民工問題研究総報告, 総報告起草組, 前携書 p.1
- (30) 同上書 p.26~51
- (31) 同上書 p.1~2
- (32) 同上書 p.3
- (33) 同上 p.3
- (34) 同上 p.3
- (35) 同上書 p.3~4
- (36) 魏礼軍「農民工問題を解決するための正確な理解と高度な重視」国務院研究室課題組 編前携書 p.1~11
- (37) 魏礼軍前掲論文, p.2
- (38) 労働と社会保障部課題組「現代農民工の移動, 就業数, 構造と特徴」国務院研究室課題組編前携書 p.69~85
- (39) 労働と社会保障部課題組「現代農民工の移動, 就業数, 構造と特徴」同上書 p.78
- (40) 同上書 p.80~81
- (41) 同上書 p.69
- (42) 中国農民工問題研究総報告起草組, 前携書 p.4~7
- (43) 労働と社会保障部課題組, 前携書 p.69~85
- (44) 「」内は, 同上書 p.69
- (45) 1)~7) までは, 同上書 p.71~77
- (46) 劉軍・陳蘭「農民工の移動, 就業数, 構造と特徴」『新華文摘』総第344期, 2005年20期
- (47) 劉維佳「中国農民工問題調査」『学習時報』中共中央党学校, 第319期掲載, 2006年